

令和 5 年度

漁業取締船 白萩丸

第2種A中間検査、第3種中間検査及び一般修繕工事

仕 様 書

令和 5 年 5 月

水 産 庁

## 主要船舶要目

1. 総トン数	916トン(国際トン数 1262トン)	
2. 全長×幅×深さ	68.45m × 10.60m × 7.25m	
3. 船質	鋼	
4. 従業制限	第三種漁船(国際航海) ただし、漁業に関する取締業務に限る	
5. 最大搭載人員	31名 (船員27名、その他4名)	
6. 竜骨	フラットプレートキール	
7. 艀装数	1179	
8. 推進器	ら旋推進器4翼CPP	1基
9. 舵	シリング舵	
10. 主機関	4サイクル単動ディーゼル機関(株式会社IHI原動機新潟内燃機工場 12MG28AHX) 連続最大出力 4440KW×800rpm	1基
11. 発電機	4サイクル単動立形ディーゼル機関(ヤンマー 6N165L-EW) 出力:530KW(750KVA)×1200rpm	2基
12. バウスラスタ	スキュード4翼CPP 出力:273kW 440V 60Hz φ3	
13. 建造造船所	三井E&S造船株式会社 玉野艦船工場(岡山県玉野市「Ships No. 2012」)	
14. 進水年月日	令和3年 2月12日	
15. 前回検査	種類 : 第2種中間検査 年月日 : 令和4年9月27日 場所 : サンセイ株式会社 下関工場	
16. 検査指定年月日	種類 : 第2種中間検査 年月日 : 令和5年4月6日～令和5年10月6日 種類 : 第3種中間検査 年月日 : 令和3年7月7日～令和6年7月6日 (検査基準日:7月6日)	

# 白萩丸継続検査計画表

○ 定期検査

△ 中間検査 (3中)

項目	名称	2中	2中及び 3中	2中	2中	定検	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
主機	主機関(シリンダヘッド、シリンダライナ、ピストン、連接棒、クランクピンメタル含む) *各気筒A列、B列含む	No.1		○			
		No.2				○	
		No.3	○				
		No.4				○	
		No.5				○	
		No.6		○			
	主軸受	基準			○		
		No.1			○		
		No.2					○
		No.3					○
		No.4	○				
		No.5				○	
		No.6				○	
	過給機	A列		○			
		B列		○			
	給気加熱/冷却器					○	
	駆動ギア	出力側				○	
		反出力側		○			
	機付燃料供給ポンプ			○			
	機付冷却水ポンプ			○			
	機付潤滑油ポンプ			○			
	RATO高弾性継手		△			○	



# 白萩丸継続検査計画表

○ 定期検査

△ 中間検査（3中）

項目	名称		2中	2中及び 3中	2中	2中	定検
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
動力伝達	減速装置	本体解放	△			○	
		機付ポンプ整備	△			○	
軸系	中間軸受け（前部）						○
	中間軸受け（後部）						○
ポンプ	主機関予備高温冷却水清水ポンプ						○
	主機関予備潤滑油ポンプ		○				
	主機関予備燃料油供給ポンプ					○	
	燃料油サービスポンプ				○		
	燃料油移送ポンプ			○			
	減速機予備クラッチ作動油ポンプ		○				
	冷却海水ポンプ	1号	○				
		2号			○		
		3号					○
	低温冷却清水ポンプ	1号	○				
		2号			○		
		3号					○
	CPP変節油ポンプ	1号		○			
		2号					○
	ビルジ兼消防ポンプ			△			○
雑用兼消防ポンプ		△			○		



# 白萩丸継続検査計画表

○ 定期検査

△ 中間検査（3中）

項目	名称	2中		2中及び 3中	2中	2中	定検
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
冷却器	低温冷却清水冷却器	1号			○		
		2号					○
	高温冷却清水冷却器				○		
	主機関用潤滑油冷却器				○		
	減速機用潤滑油冷却器					○	
	CPP用変節油冷却器					○	
圧力容器	主空気槽	1号	○				
		2号			○		
	危急遮断弁用空気タンク						○
タンク	第1燃料油サービスタンク		○				
	第2燃料油サービスタンク				○		

**備考**

本計画書以外の機器にあつて、分割継続検査計画に含まれていない機器については、定期検査及び中間検査の時期にそれぞれ船舶安全法施行規則及び同告示に定める検査準備にて受検する。



# 白萩丸分割検査計画表

○ 定期検査

1 / 1

△ 中間検査 (3中)

			2中	2中及び 3中	2中	2中	定検
項目	名称		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助機関	主発電機 (付属機器含む)	1号		△		○	
		2号			△		○
空気圧縮機	主空気圧縮機	1号		△		○	
		2号			△		○

**備考**

本計画書以外の機器にあつて、分割継続検査計画に含まれていない機器については、定期検査及び中間検査の時期にそれぞれ船舶安全法施行規則及び同告示に定める検査準備にて受検する。



# 目 次

白萩丸 継続検査計画表 分割検査計画表

第1章	総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(第101条～第108条)	1～2 頁
第2章	船体部門	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3～9 頁
	第1節 検査及び関連工事		(第201条～第202条)	
	第2節 一般修繕工事		(第211条～第212条)	
第3章	機関部門	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10～20 頁
	第1節 検査及び関連工事		(第301条～第308条)	
	第2節 一般修繕工事		(第311条～第316条)	
第4章	無線部門	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21～23 頁
	第1節 検査及び関連工事		(第401条～第403条)	
	第2節 一般修繕工事		(第411条～第412条)	

# 第 1 章 総 則

## 第101条 施工範囲

1. 仕様書は、令和5年度に実施する白萩丸第2種中間検査A及び第3種中間検査、機関部分割・継続検査、無線検査及び一般修繕工事に適用する。  
なお、機関継続検査及び分割検査については別紙「漁業取締船白萩丸機関部継続検査及び分割検査計画表」による。
2. 本仕様書に記載がない場合でも法規に定められている事項、または当然必要とされる工事はこれを負担施工すること。  
重複記載事項は主たる項による。
3. 本仕様書により施工が困難かまたは疑義のある事項については監督員と協議のうえ決定する。
4. 追加事項または本仕様書の一部変更を必要とする場合は、監督員の承認を得た後に施工する。

## 第102条 関係法規

次の関係法規に基づき、運輸局その他関係官庁の検査に合格させること。

- ① 船舶安全法及び関係法令
- ② 漁船法及び関係法令
- ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令
- ④ 電波法及び関係法令
- ⑤ 海上衝突予防法及び関係法令
- ⑥ その他船舶関係法令及び国際条約関係法令

## 第103条 使用材料

本工事に使用する材料は、全てJIS規格品又はこれと同等以上に良質で、瑕疵その他欠陥のないものを使用すること。

なお、官給以外の機器類・新替部品・消耗部品類は、すべて造船所手配とし、各メーカーの純正または推奨の部品を使用すること。

## 第104条 留意事項

1. 工事は誠実丁寧に施工し、工程に関しては毎日の事前打ち合わせを含め、監督員と十分協議する。
2. 工事施工者は、各項目工程の細部について当該工事毎に監督員の工程検査を受け、工事を進行させる。
3. 工事上の事故防止、防火および保安に関しては万全の処置を講じること。なお、工事中の損傷事故に関しては施工者で一切の責任を負うこと。
4. 甲板、通路、側壁、室内、設置機器類その他工事個所の汚損防止を図り、監督員が指定する箇所の養生を行い、清掃整頓を励行する。

## 第105条 便宜供与

1. 工事期間中、本船に飲料水、雑用水、電気(440V・60Hz・400A×1系統)を供給し、指定する期間内は船首・船尾油圧ユニットに冷却水を供給すること。
2. 外部との連絡手段として、取調兼事務室及び機関制御室を含め通信設備を確保すること。

3. 工事期間中に、調理場(冷凍冷蔵設備付)、食堂、便所(現場仮設便所を含む)、事務室、入浴設備(現場仮設手洗い場を含む)、洗濯乾燥設備(全自動約10台)及び宿泊施設(洗面台付個室:乗組員26名分の部屋数)を提供し、宿泊施設及び事務室からの交通手段を状況によっては確保すること(衛生的な施設を提供のこと)。
4. 本船乗組員の日課作業に必要なエアースーツ、工具等を貸与、雨天作業場所、適宜クレーンの使用に便宜をはかること。
5. 本船回航後速やかにスポットクーラー(冷房能力35KW以上×4台相当)を1号・2号・3号・4号空調装置、1号・2号・3号・4号機関室通風機(計8箇所)の専用接続口に断熱フレキシブルダクトを介して取付け冷房すること。  
なお、断熱フレキシブルダクトの空調取り入れ口貫通部は、風雨に対して十分考慮して施工すること。
6. 工事により生じた廃材は一括して保管し、工事完了後、明細書を提出の上、処分については監督員の指示に従うものとする。  
なお、マニフェストの提出が必要な際には対応すること。
7. 廃棄物(可燃物、不燃物等)の分別ができる処理設備を供与し、家電製品を含め産業廃棄物の処理を行うこと。  
また、工事により生じた汚水、ビルジ及び廃油等は、適宜処理し、廃油処理証明書を発行すること。
8. 工事期間中、本船への物品搬出入及び物品保管に協力すること。尚、指定する物品及び重要物品については屋内の保管場所を提供すること。
9. 工事完了後、船内の各甲板通路、公室及び指定する場所を環境洗浄剤等で丁寧に清掃すること。
10. 本工事期間中に三菱重工マリタイムシステムズ(旧:三井E&S造船玉野艦船工場)のギャランティクレーム対応工事を実施する。

#### 第106条 図書等

本工事の結果、必要な下記の図書等を各々3部提出し、別途1部は電子ファイル化(CD-ROM等の電子記録媒体)して提出するものとする。

- ① 検査記録表
- ② 運転成績表
- ③ 計測記録表
- ④ 改正図その他必要と認めるもの

#### 第107条 試験等

工事完了後、海上試運転及び性能試験を行う。海上試運転時における試験内容等については十分協議し、実施する5日前までに決定すること。

#### 第108条 工事期間

工事期間は、造船所回航日数及び海上試運転日数を含み、令和5年8月21日から同年10月4日までの45日以内とする。

## 第 2 章 船 体 部 門

### 第 1 節 検査及び関連工事

#### 第201条 入渠及び受検並びに関連工事

##### 1. 船体入出渠

上架にあたって、キール下より渠底まで1.0m以上確保する事

##### 2. 船底、船側外板の洗浄、錆打ち、塗装

(1) 船底船側外板の清水高圧洗浄、油分シンナー拭き除去

(2) 船体外外部外観検査受検

(3) 発錆箇所錆打ち、不良塗膜面剥離の上、下記要領にて塗装

船首ステム部分の錨鎖等による塗装剥離面及び塗膜面の凹凸等はテーパ仕上げとする

##### ① 船底部外板 (面積 約1091㎡)

タッチアップ	ショッププライマー(亜鉛末/エポキシ(2液型))	エピコンジンクリッチプライマーB-2	20 μ m1回	
	エポキシ樹脂系防食塗料	CMP AC-EP	ライトグレー	150 μ m2回
	加水分解型船底防汚塗料	シーグランプリ2200	ライトブラウンR	50 μ m1回
オールオーバー	加水分解型船底防汚塗料	シーグランプリ2200	レッドR	100 μ m1回

##### ② 外舷部外板 (面積 約823㎡)

タッチアップ	ショッププライマー(亜鉛末/エポキシ(2液型))	エピコンジンクリッチプライマーB-2	20 μ m1回	
	エポキシ樹脂系防食塗料	CMP AC-EP	ライトグレー	150 μ m1回
	アクリル樹脂系上塗塗料	アクリ800上塗	白	35 μ m1回
オールオーバー	アクリル樹脂系上塗塗料	アクリ800上塗	白	35 μ m1回

ホースパイプ内側

タッチアップ	エピコンS100プライマー	25 μ m1回	
タッチアップ	バンノー1500	グレー	125 μ m1回
オールオーバー	バンノー1500	グレー	125 μ m1回

##### ③ 推進用プロペラ、ハウスタ用プロペラ

ブレード高圧洗浄・清掃研磨の後、下記要領にて塗装

オールオーバー	エポキシ樹脂系防蝕プライマー	スクリュエPR	プライマー	2回(塗装間隔30分)
	シリコン系防汚塗料	スクリュエAF		2回

※塗装範囲:プロペラ翼2/3塗装

##### ④ ロープガードを取り外し、不良塗膜面剥離の上、上記①の要領にて塗装

#### 第201条

※ 本仕様書において官給品記載以外の交換部品は全て施工者側にて手配し支給すること  
船底部音響区画:FR.66~70

2. シーチェスト格子取付ナットは要すれば新替すること

(2) 必要であれば肉厚計測

(3)

##### ① 発錆部5%(見込み)

海水吸入箱、ビルジキール、音響機器区画内(船底蓋開放)

※ 船底外板塗装にあたっては船底弁・船外弁のディスク及びシートリング等に養生施工のこと

##### ② 発錆部5%(見込み)

フルワークトップを含む  
ホースパイプ内面(ステンレス)  
発錆部10%(見込み)

##### ③ 推進用:かもめプロペラ CPC-100B/100F

ハウスタ用:かもめプロペラ TCB-55MN  
(現場指示による)  
プライマー塗装後24時間以内

④ 内径: φ 820mm、外径: φ 900mm  
上下分割型

3. 船体諸マーク書き換え  
船名、船籍港、喫水マーク、乾舷マーク、船体文字、IMO番号、その他マーク
4. 国際満載喫水線乾舷標(プレート式)受検
5. 船底保護アルミ板新替
  - (1) 一般部保護アルミ(防蝕アルミ陽極)  
船体への固定及び摩耗状況を確認、交換すること  
50mm×300mm×150mm 合計34枚(CA-9E 製品重量5.80kg/個)
    - ① 船尾外板、ビルジキール、船尾材及び舵板 . . . . . 28個
    - ② 海水吸入箱 . . . . . 5個
    - ③ 音響区画 . . . . . 1個
  - (2) バウスラスタートネル(防蝕アルミ陽極)  
船体への固定及び摩耗状況を確認、交換すること  
100mm×200mm×30mm 合計4枚
  - (3) ローブガード内 (防蝕アルミ陽極)  
船体への固定及び摩耗状況を確認、交換すること  
70mm×150mm×30mm 合計4枚
  - (4) 船尾管点検口付 (防蝕アルミ陽極)  
70mm×150mm×30mm 合計2枚  
【注釈】・アルミ板の摩耗状況を確認すること(耐用年数2.5年)  
・取付け金具及びスタッドボルトの状況を確認すること  
・導通確認を行うこと

第202条 受検及び関連修繕

各受検項目について、事前にJG検査官と打合わせ、受検前点検確認を行い、不良部品は交換し整備を行うこと(事前に対象項目受検順序予定表を本船に提出すること)

1. 閉鎖装置の点検整備受検  
風雨密戸20枚、ハッチ11個、角窓15枚、丸窓38枚、  
軸流ファン付荒天型通風筒9基、荒天型通風筒2基、グーズネック型通風筒30基、  
壁付型通風筒15基、荒天型ルーバー1基
2. 排水設備の点検整備受検  
下記4系統の各弁について不良部については、取外し、陸揚げ開放整備、清掃及び塗装を行い復旧(漏水の有無確認のこと)
  - (1) 船首部ビルジ管エダクター排水系統  
駆動水用玉型弁(WDV-26)1個、エダクター(BLV-30)1個、ビルジ舷外吐射弁(BLV-35)1個、  
駆動水逆流防止弁(BLV-20)1個、吸引弁(BLV-11、12、13、14、115、151、152)7個

3. その他マークには、ハウスラスターマーク、ハルバスハウマーク、魚群探知機位置マーク、FISHERIES INSPECTION、水産庁を含む
4. 塗装色は黒色、但し水線下は白色2回塗装、塗料種類は前項①②に同じ
5. 海水吸入箱、ビルジキール、音響機器区画(開放)内、船尾管点検口内、舵板、ハウスラスタートネルなどを含む既存の保護アルミ板を取り外した後、船体付きの取付ボルト、ナット、ワッシャーに磨きをかけ、ボルトには養生し船体塗装を施工のこと

第202条

1. 不良パッキンは新替の上、受検すること
2. 開放した各弁のパッキン及びリング等は全て新替すること  
波止弁は復旧後、通水テストすること
  - (1) 吸引弁場所:ハウスラスター室、甲板部倉庫、電気部倉庫、第1油圧ポンプ室、甲板倉庫、第2空調機室のうち1カ所

<p>(2) 船尾部ビルジ管エダクター排水系統 駆動水用玉型弁(WDV-40)1個、エダクター(BLV-70)1個、ビルジ舷外吐射弁(BLV-80)1個、 駆動水逆流防止弁(BLV-75)1個、吸引弁(BLV-71、72、73)3個</p> <p>(3) 汚水処理装置排出系統 排出ポンプ系統(50A) ストーム玉型弁ハンドル付き(SOV-54) 1個 汚水集合管系統(125A) ストーム玉型弁(SOV-55) 1個、仕切弁(SOV-155、SOV-58) 2個 船橋甲板便所系統(100A) ストーム玉形弁(SOV-56)1個、仕切弁(SOV-156、SOV-59)2個</p> <p>(4) ディスポーザー管系統(65A) ストーム玉型弁(ADV-912)1個、仕切弁(ADV-913) 1個</p>	<p>(2) 吸引弁場所:舵機室、冷凍機室のうち1カ所 ※ 検査官と協議の上、決定</p>
<p>3. 操舵装置・舵関係受検 主操舵装置及び補助操舵装置作動試験、軸受部の間隙計測</p>	<p>3. 装置作動:本船作業 過負荷試験等:ドック立ち会い、支援</p>
<p>4. 係船及び揚錨の設備作動試験</p>	<p>4. 装置作動:本船作業</p>
<p>5. 救命設備受検 各救命設備の点検整備を行い、受検すること 救命筏、救命胴衣は整備点検時に本船立ち会いの下、膨張試験を実施すること</p>	
<p>(1) 救助艇及び同ダビット及びウインチ 救助艇 型式:固形救助艇(2点吊り) F-43 定員:6人 形状:4.36m(L)×1.66m(B)×0.70m(D) エンジン形式:水冷式2サイクル混合ガソリンエンジン トーハツ製 3B9×1 救助艇ダビット及びウインチ 型式:M-3(ダビット)、MW-3(ウインチ) ウインチ能力:17.428kN 巻上げ速度:21.6m/min</p>	<p>(1) 救助艇:ニシエフ(株)製 ダビットウインチ:MANSEI.inc製</p>
<p>① 振出、降下、着水、機関始動停止、揚収試験 ② 艀装品確認、水密電気灯点灯試験</p>	<p>① 受検時は本船作業にて実施 ② 有効期限切れの艀装品は交換すること</p>
<p>(2) 膨張式救命筏 型式:型式:第一種膨張式救命筏 藤倉コンポジット製 FRN-SN-20型(Aパック)20人用 4台 陸揚げ、整備、点検後積み付け</p> <p>(3) 膨張式救命胴衣(胴衣灯LSA CODE 2.2.3型付 RTJ-10R型 アール・エフ・ディージャパン製) 39着 陸揚げ、整備、点検後積み付け 取扱説明書を付け水密にして収納</p> <p>(4) イマージョン・スーツ(胴衣灯LSA CODE 2.2.3型付 NQ-CR型 日本救命器具製) 42着 備付の確認(最大搭載人員分、当直要員分、救助艇分)</p>	<p>(2) 整備事業場にて実施・整備記録表提出 有効期限満了艀装品は交換</p> <p>(3) 整備事業場にて実施・整備記録表提出</p> <p>(4) 改正救命設備規則第66条の2 本船乗組員にて確認作業(胴衣灯の確認)</p>
<p>6. 消防設備の点検整備受検</p> <p>(1) 射水テスト:雑用兼消防ポンプ<sup>°</sup>及び非常用消火ポンプ</p> <p>(2) 炭酸ガス消火装置 (45Kg) 12本 炭酸ガス容器ガス量計測</p>	<p>6. (1) 本船作業にて射水準備 (2) キャレー排気ダクト外消火装置を含む 計測表提出</p>

(3)	45L 移動式泡消火器 消火薬剤交換	(機関部)	2本
(4)	5kg 持運び式炭酸ガス消火器 消火薬剤交換	(機関部)	1本
(5)	5kg 持運び式粉末消火器	(船体部)31本 (機関部)13本	44本
(6)	持運び式放射器(20ℓ&予備20ℓ)	(機関部)	1本
(7)	消火器予備 (5kg 持運び式炭酸ガス消火器)		1本
(8)	消火器予備 (持運び式粉末消)		27本
(9)	消防員装具		2組
(10)	火災探知装置 火災探知制御盤 1個、火災探知表示板盤 4個、 光電式火災探知器 48個、熱式火災探知器 49個、火炎式火災探知器 4個 火災警報用押しボタン 27個、非常通報用スピーカー 86個、非常警報用フラッシュランプ 9個		
(11)	非常警報装置 警報盤(上甲板通路、統合管制室、機関制御室、船橋甲板通路) 4個、 非常警報セレクトスイッチ(取調兼事務室、機関制御室) 2個、 糧食冷蔵庫閉込警報装置照光用呼出スイッチ(冷凍庫、冷蔵庫、野菜室) 3個		

#### 7. 錨及び錨鎖受検

- (1) 主錨(AC-14型、1080kg×2)及び錨鎖(等級2、36mm×9節×2条)の渠底配列及び整備 ※固着した可動部は整備の上、グリスアップすること
- (2) 主錨の発錆部錆打の上、ジンクプライマー各1回 ビチュマックスソリューション各2回 塗装
- (3) 錨鎖発錆部の塗装を剥離の上、ジンクプライマー各2回 ビチュマックスソリューション各2回塗装
  - ① 錨鎖の各リンクは弛ませて配列し、各リンク交差部についても錆打ち塗装を行うこと  
各節マーク塗装要領  
各半節コモリンク黄色、スタッドにキャンバスとSUSバンド  
1節目、ケンタシャックル黒色、  
前後1個目のコモリンク白色  
前後1個目のコモリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド  
2節目、ケンタシャックル黒色  
前後2個目までのコモリンク白色  
前後2個目のコモリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド)  
3節目、2節目の2を3に読み替える  
4節目、2節目の2を4に読み替える  
5節目、ケンタシャックル赤色、  
前後5個目のコモリンク白色  
前後5個目のコモリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド

- (3) (6)泡消火剤交換、整備記録提出  
薬剤を交換した場合は交換日及び次回交換期日を表示(ラベル貼付け)すること

※ 防火構造現状検査含む

- (9) 自蔵式呼吸具酸素ボンベ検量 6本

#### 7.

- (1) 錨鎖は根止めより取り外し、渠底配列ウインドラス運転時は、船首尾油圧ユニットに冷却水を供給し運転すること
- (3) 計測表提出、計測結果により錨鎖振り替え、不良ケンタシャックルは交換すること

- 6節目、ケンタシヤックル黒色、  
前後6個目までコモンリンク白色  
前後6個目のコモンリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド
- 7節目、ケンタシヤックル黒色、  
前後7個目までコモンリンク白色  
前後7個目のコモンリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド
- 8節目、ケンタシヤックル赤色、  
前後8個目のコモンリンク白色  
前後8個目のコモンリンクのスタッドにキャンバスとSUSバンド

- ② ケンタシヤックルを開放し、錆打塗装すること
- (4) 両舷スィベル錆打ち塗装後、グリスアップを行うこと
- (5) 錨鎖巻き込み

#### 8. 航海用具受検

- ① 船灯、信号灯点滅試験及び断線警報効力試験
- ② 汽笛及びピストン・ホーン吹鳴試験
- ③ 船内通信装置作動試験
- ④ 航海用レーダー・自動衝突予防援助装置各2台の現状検査及び総合作動試験
- ⑤ 磁気コンパス、船首方位伝達装置、音響測深機、衛星航法装置、船速距離計、船橋航海当直警報装置及び船舶自動識別装置、自動操舵装置の現状・作動試験
- ⑥ 水先人用設備(パイロットラダー、ハンドレール、マンロープ等)
- ⑦ 航海属具及び索具
- ⑧ ジャイロコンパス電源故障警報装置の作動試験

#### 9. 荷役その他の作業の設備

ガス濃度検知装置の校正及び消耗品交換

※装備品:SOLAS対応可搬式

理研計器株式会社 ポータブルガスモニター GX-8000(EX TYPE B) 器番(INSTNo.)125030437

検査に合格させるとともに証明書を取得すること

校正項目

機器センサー:酸素(O<sub>2</sub>)・可燃性(CH<sub>4</sub>)・硫化水素(H<sub>2</sub>S)・一酸化炭素(CO)

メンテナンス項目

電池残量、濃度表示、流量確認、フィルター、警報テスト、ガス感度校正、ガス警報確認、

機器清掃修繕、機器操作確認、劣化部品交換、その他必要項目

#### 10. 非常表示灯、非常照明装置受検

非常電源による点灯試験

#### 11. 損傷制御図の確認

- (5) 巻き込み開始から3節分は、チェーンロッカー床面に整列配置すること

#### 8. 航海用具受検:本船作業

- ④ レーダー等試験データをJG提出すること  
レーダー2台(FAR-3320/古野電気)のマグネロンを交換すること  
(仕様書無線部門第401条⑩参照のこと)  
※次回検査までの有効期限切れの艀装品については交換のこと

#### 9. ガス検知機を製造メーカーにて校正させること

※ 施工業者の指定 理研計器株式会社  
東京都板橋区小豆沢2-7-6  
TEL: 03 - 3966 - 1111

#### 10. 造船所指導の下、本船作業

12. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく法定検査の受検
  - (1) 油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
  - (2) ふん尿等の排出防止に関する設備
  - (3) 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
  - (4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
  
13. オゾン層破壊物質を含む設備一覧の更新又は確認
  - ※消費、補充した冷媒を検査手帳に反映させること
  - 変更なき場合は確認のこと
  - 消費及び補充記録等を本船から提供する
14. 国際防汚方法証書(AFS)の書換え
  - シブトリン未含有の塗料仕様のため、宣誓書を運輸局に提出し、新様式へと書換えること

12. 海洋汚染等防止証書の有効期限  
(令和8年7月6日まで)  
第二種中間検査  
(令和5年4月6日～10月6日まで)

## 第 2 節 一般修繕工事

### 第211条 塗裝修繕工事

#### 1. 各タンク清掃

##### (1) 下記タンク開放、飲料清水、雑用清水の清掃

①～⑥の各タンク内部水垢を落とし、洗浄清掃、内検後再度洗浄清掃を実施  
清水漲排水(アク抜き)

① 第1飲料清水タンク(S)	22.05 m <sup>3</sup> (約119m <sup>2</sup> )
② 第1飲料清水タンク(P)	21.92 m <sup>3</sup> (約118m <sup>2</sup> )
③ 第2飲料清水タンク(S)	7.76 m <sup>3</sup> (約 15m <sup>2</sup> )
④ 第2飲料清水タンク(P)	7.76 m <sup>3</sup> (約 15m <sup>2</sup> )
⑤ 第1雑用清水タンク	13.99 m <sup>3</sup> (約 91m <sup>2</sup> )
⑥ 第2雑用清水タンク	20.52 m <sup>3</sup> (約111m <sup>2</sup> )

2回

##### (2) 下記タンク開放、清掃及び復旧 生活排水タンク

15.08 m<sup>3</sup> (約112m<sup>2</sup>)

### 第212条 その他の工事等

調理室排煙換気用ダクト内清掃

### 第211条

#### 1. 各タンク内液面計の保護養生を十分に行う 開放したマンホールパッキンは全て新替

マンホール用スタッドボルトが破損した際には補修すること

ローズボックスは開放し、清掃

#### (1) 発錆箇所錆打塗装:本船作業

各タンク水質検査実施、証明書提出

(取水箇所:指定箇所3箇所とする)

各タンクのアク抜き清水排水は入渠中にプラグ排水にて行うこと

## 第 3 章 機 関 部 門

### 工事全般注意事項

1. 工事対象機器は、取外し・陸揚げ・開放・内外部掃除・点検・整備・調整組立・検査・積込み・据付けを行うこと。据付け後は監督員立会いの下に試運転を行い、試運転後は付属するストレーナー等の開放掃除を行う。
2. 取外した機器類及び付属品は、許可したもの以外はすべて陸揚げし、工事の安全と効率化を図ること。なお、機関室床縞鋼板保護のために養生ゴムシートを全面敷設すること。また、作業場周辺は就業終了前に掃除を行う。
3. 機関部工事全般の新替部品及び新替機器類は、官給品とある以外はすべて造船所支給とする。
4. 開放機器類のパッキン・ガスケット・オイルシール・メカニカルシール・折曲座金・Oリング・継手・スナップリング・割ピン及び軸受等の消耗部品は造船所が手配して新替すること。新替品はメーカー指定品とする。ただし、特殊パッキン及び軸受等は別途指示する。工事終了後に消耗部品を含めた新替部品リストを提出する。
5. 各機器の計測記録は別途指示及び各条項に記載がない限りメーカーの取扱説明書標準の計測項目とする。
6. 各機器の試運転、海上試運転には必要とするメーカー技師及び人員を立ち合わせること。
7. 工事全般の開放時に発生する燃料油、潤滑油、海水、清水等は船底に落とさない様に工事を施工すること。なお、船底、その他を汚損した場合は速やかに掃除を行い現状復帰する。
8. 工事に伴い塗装が汚損剥離した場合は仕上げ塗装を行う。
9. 工事に伴い取外した防熱材、保温材及び機関室床縞鋼板の汚損、破損を確認した場合は現状復帰する。
10. 仕様書記載の廃油及び工事に伴って発生したビルジ等は適宜陸揚げ処理し、処理証明書(和文,英文各1通)を提出する。
11. フロン排出抑制法等法令を遵守して工事を施工し、フロン充填証明書及びフロン回収証明書等の必要書類を提出する。
12. タンク復旧時はマンホールパッキンを新替すること。
13. 機関室ボルテッドハッチの復旧時パッキンは新替すること。

## 第 1 節 検査及び関連工事

### 第301条 主機関継続検査及び関連工事

継続検査のため開放、掃除、点検、計測、受検、下記工事施工、調整、復旧

1. シリンダヘッド(A列No.6、B列No.6)開放、点検、整備、計測
  - (1) 付属諸弁及びバルブローテーター開放、整備
  - (2) 吸・排気弁ステムシール新替
  - (3) 吸・排気ポート高圧洗浄スケール除去
  - (4) シリンダヘッド圧力検査
  - (5) 非破壊検査
    - ① シリンダヘッド燃焼面浸透探傷検査
    - ② 吸・排気ポートリブ部浸透探傷検査
    - ③ 弁腕及び弁腕軸摺動面浸透探傷検査
    - ④ シリンダ冷却清水測温抵抗体保護筒浸透探傷検査
    - ⑤ プッシュロッドシート部(上・下)浸透探傷検査
  - (6) 開放部計測
    - ① 吸・排気弁棒ガイド部外径及び内径
    - ② 吸・排気弁傘厚
    - ③ 吸・排気弁棒ガイド部の曲がり
    - ④ 吸・排気弁シート径
    - ⑤ 揺腕ブッシュと軸のスキマ
    - ⑥ 弁押し金具とガイドのスキマ
2. ピストン及び接続棒(A列No.6、B列No.6)開放、点検、整備、計測
  - (1) ピストンリング(No.1、2)及びオイルリング新替
  - (2) 非破壊検査
    - ① ピストン燃焼面、リング溝部及びピストンピン軸受浸透探傷検査
    - ② ピストンピン装着穴浸透探傷検査
    - ③ ロッドボルト磁気探傷検査
    - ④ ピストンピン磁気探傷検査
  - (3) 開放部計測
    - ① 接続棒大端部内径
    - ② ピストン外径、幅、厚さ
    - ③ ピストンピンメタル内径
    - ④ ピストンピンメタルとピストンピンのスキマ
    - ⑤ トップクリアランス

2筒

2組

### 第301条 IHI原動機:12MG28AHX 4,440kW 機関番号:58071

1. IHI原動機立会工事  
開放点検、係留運転、海上試運転
- (4) IHI原動機水圧治具使用  
検査圧力 0.5MPa

⑥ ピストンリング幅、厚さ、合口

2筒

3. シリンダライナ及びライナリング(A列No.6、B列No.6)開放、点検、整備、計測

- (1) シリンダライナ拔出し、外面腐食確認、フランジ部浸透探傷検査
- (2) ライナリング内面塗装
- (3) 非破壊検査
  - ① ファイヤリング浸透探傷検査
- (4) シリンダライナー据付け面摺り合せ
- (5) 開放部計測
  - ① シリンダライナ内径
  - ② ファイヤリング偏摩耗及びライナとのスキマ

4. クランク軸、主軸受(No.7:1組)、クランクピン軸受(A列No.6、B列No.6)開放、点検、整備、計測

- (1) 非破壊検査
  - ① 主軸受、クランク軸フィレット部及び油穴周囲浸透探傷検査
  - ② クランクピン及びクランクピン軸受浸透探傷検査
  - ③ 接続棒ボルト、クランクピンスタッド磁気探傷検査
- (2) 開放部計測
  - ① 主軸受ジャーナルと軸受のスキマ
  - ② クランクピンの外径及びスキマ
  - ③ クランクメタル肉厚
  - ④ 主軸受メタル肉厚

5. カムケース内動弁装置(A列、B列全気筒)開放、点検、整備、計測

- (1) 吸排気プッシュロッド点検、両端金具調整
- (2) 非破壊検査
  - ① 吸・排気タペット及びタペット軸摺動面浸透探傷検査
  - ② ローラ及びスイングアーム軸受摺動面、ローラピン取付穴浸透探傷検査
  - ③ 燃料噴射ポンプ駆動タペット基部、摺動部、ローラ浸透探傷検査
- (3) 開放部計測(A列No.6、B列No.6)
  - ① タペットとタペット軸のスキマ
  - ② タペット軸とブッシュのスキマ
  - ③ ブッシュとローラピンのスキマ
  - ④ ローラとブッシュのスキマ

<p>6. 燃料噴射ポンプ(A列No.6、B列No.6) 開放、点検、整備、計測</p> <p>(1) Oリング、バックアップリング、オイルシール、デフレクター新替</p> <p>(2) 燃料噴射ポンプ取付部Oリング新替</p> <p>(3) 噴射時期確認</p> <p>7. 機付ポンプ各駆動ギヤ装置反出力側点検、整備、計測</p> <p>(1) クランクギヤ、高温冷却水ポンプギヤ、燃料供給ポンプギヤ、潤滑油ポンプギヤ歯当たりピッチング有無の点検</p> <p>(2) 開放部計測</p> <p>① 各ギアのバックラッシュ</p> <p>8. 機付ポンプ開放、点検、整備、計測</p> <p>(1) 機付冷却水ポンプ</p> <p>① オイルシール、ベアリング、メカニカルシール新替</p> <p>(2) 機付燃料供給ポンプ</p> <p>① オイルシール、ベアリング新替</p> <p>(3) 機付潤滑油ポンプ</p> <p>① ギアの歯当たり、ピッチングの有無の点検</p> <p>② 駆動軸、従動軸点検</p> <p>(4) 開放部計測</p> <p>① インペラとマウスリングのスキマ</p> <p>② ブッシュと軸のスキマ、軸とケースのスキマ</p>	2台	6.
<p>9. 排気ガスタービン過給機(A列側、B列側) 開放、掃除、点検、計測</p> <p>(1) カバーグリット、仕切り板、消音器本体洗浄</p> <p>(2) コンプレッサケーシング、ウォールインサート、ディフューザ蒸気洗浄</p> <p>(3) タービンケーシング、ノズルリング、ガス出口フランジ洗浄</p> <p>(4) 予備品セット新替</p> <p>(5) 非破壊検査</p> <p>① タービン翼車、コンプレッサホイール、ノズルリング浸透探傷検査</p> <p>② 各排気測温抵抗体保護筒浸透探傷検査</p> <p>(6) 開放部計測</p> <p>① ロータの軸方向遊びAと径方向遊びB</p> <p>② ラジアルクリアランスNおよびR</p> <p>③ ロータのアキシャルクリアランス</p> <p>④ ノズルリングの固定寸法</p>	2台	<p>9. IHI株式会社回転機械エンジニアリング A-140-M56 No.308779/308781</p> <p>(4) 官給品:予備品セット</p>

第302条 主発電機関分割検査及び関連工事

1号主発電機関中間検査のため開放、掃除、点検、計測、受検、下記工事施工、調整、復旧

1. シリンダヘッド開放、掃除、整備、計測、復旧

- (1) 付属諸弁取外し、整備、計測
- (2) 吸・排気弁新替
- (3) 吸・排気弁ステムシール新替
- (4) 吸・排気弁バルブローテーター新替
- (5) 吸・排気弁弁バネ新替
- (6) ノズルスリーブ用パッキン及びOリング新替
- (7) 吸・排気ポート水室高圧洗浄スケール除去
- (8) シリンダヘッド圧力検査
- (9) 非破壊検査
  - ① シリンダヘッド燃焼面浸透探傷検査
  - ② プッシュロッドシート部(上・下)浸透探傷検査
- (10) 開放部計測
  - ① 吸・排気弁弁棒外径、弁案内内径及びスキマ
  - ② 吸・排気弁弁腕軸外径、弁腕ブッシュ内径及びスキマ
  - ③ 吸・排気弁弁厚さ、シート幅及び弁座当たり部径
  - ④ 弁押え棒部外径、弁押え案内内径及びスキマ
  - ⑤ 弁腕軸外径、弁腕ブッシュ内径及びスキマ
  - ⑥ プッシュロッド曲がり

2. ピストン及び連接棒開放、掃除、整備、計測、復旧

- (1) ピストンリング及びオイルリング新替
- (2) 非破壊検査
  - ① ピストン燃焼面、リング溝部及びピストンピンメタル浸透探傷検査
  - ② ピストンピン及びピストンピン装着穴浸透探傷検査
  - ③ ロッドボルト及び連接棒セレーション部磁気探傷検査
- (3) 開放部計測
  - ① ピストンピン外径、ピストンピン穴内径及びスキマ
  - ② ピストンピン外径、ピストンピンメタル内径及びスキマ
  - ③ ピストンリング厚さ、合口、幅及びピストンリング溝幅
  - ④ オイルリング厚さ、合口、幅及びオイルリング溝幅
  - ⑤ トップ位置及びトップクリアランス

1基

6筒

第302条 ヤンマー:6N165-EW 480kW  
No.9482

1. ヤンマーエンジニアリング立会工事  
開放点検、係留運転

(4) 官給品:吸・排気弁バルブローテーター

(7) 検査圧力 0.5MPa

<p>3. カム軸及び動弁装置開放、点検、計測、整備、復旧</p> <p>(1) 非破壊検査</p> <p>① カム及びローラ接触面浸透探傷検査</p> <p>② プッシュロッド及びスイングアーム接触面浸透探傷検査</p> <p>③ ローラピン取付穴浸透探傷検査</p> <p>(2) 開放部計測</p> <p>① スイングアーム軸外径、スイングアーム内径及びスキマ</p>		
<p>4. 燃料噴射弁開放、整備、ノズルチップ新替、圧力調整、計測、復旧</p> <p>(1) 取外し後の噴射圧力計測</p> <p>(2) 予備燃料噴射弁圧力調整、取付け</p> <p>5. 機付ポンプ各駆動ギヤ点検、整備、計測</p> <p>(1) クランクギヤ、冷却水ポンプギヤ歯当たりピッチング有無の点検</p> <p>(2) 開放部計測</p> <p>① 各ギアのバックラッシュ</p>	6本	4. 燃料噴射弁規定圧力 34.0MPa
<p>6. 機付ポンプ開放、点検、計測、整備、復旧</p> <p>(1) 機付冷却水ポンプ</p> <p>① メカニカルシール、オイルシール及びベアリング新替</p> <p>② インペラボス外径及びインペラリング内径スキマ計測</p> <p>③ ポンプ出口三方継手とシリンダブロック間のOリング新替</p>		
<p>7. 排気ガスタービン過給機開放、点検、計測、掃除、復旧</p> <p>(1) タービンロータ、ハウジング、タービンノズル、コンプレッサインペラ洗浄</p> <p>(2) サービスキット1、サービスキット2、メタルシールガスケット新替</p> <p>(3) 非破壊検査</p> <p>① タービン翼車、ロータ、ブロワー浸透探傷検査</p> <p>(4) 開放部計測</p> <p>① タービンロータ軸方向クリアランス計測</p> <p>② タービンロータ半径方向クリアランス計測</p>	1台	<p>7. 株式会社IHI回転機械エンジニアリング AT14 No.AT455292</p> <p>(2) サービスキット1(XNP22A14L10) サービスキット2(XNP22A14K21) メタルシールガスケット(XNJ14N40N23)</p>
<p>8. その他点検、計測、調整、復旧</p> <p>(1) クランクデフレクション計測</p> <p>(2) 吸・排気弁タペットクリアランス計測、調整</p> <p>(3) 排気温度調整</p>		<p>8.</p> <p>(1) 開放前後2回計測</p> <p>(2) 開放前後2回計測</p> <p>(3) 海上試運転時</p>

第303条 主空気圧縮機分割検査及び関連工事

1号主空気圧縮機中間検査のため開放、掃除、整備、計測、受検、下記工事施工、調整、復旧

1基

1. シリンダ及びピストン開放、掃除、整備、計測、復旧

- (1) 低压弁、高压吸入弁、高压吐出弁新替
- (2) 低压ピストンリング、高压ピストンリング新替
- (3) Oリング、ベアリング、オイルシール、スナップリング、Vベルト新替
- (4) 非破壊検査
  - ① ピストン頂部、ピストンリング溝部、ピストンピンメタル、注油穴及びピストンピン装着穴浸透探傷検査
  - ② クランク軸フレット部、油穴部及びクランクピンメタル浸透探傷検査
  - ③ ピストンピン磁気探傷検査
- (5) 開放部計測
  - ① ピストン外径、シリンダ内径及びスキマ
  - ② ピストンリング、ピストンリング溝幅及びスキマ

2. 潤滑油ポンプ開放、点検、整備、復旧

3. 潤滑油新替

4. 逆止弁新替

5. インタークーラー及びアフタークーラー開放、点検、整備、復旧

第303条 SANWA:S10A No.10A-1170

3. 官給品:潤滑油

第304条 独立ポンプ定期検査及び関連工事

1. 下記ポンプ開放、掃除、点検、計測、整備、受検、調整、復旧

1台

- (1) 燃料油移送ポンプ  $20\text{m}^3/\text{h} \times 0.25\text{MPa}$
- (2) ビルジ兼消防ポンプ(真空ポンプ含む)  $65/40\text{m}^3/\text{h} \times 0.24/0.5\text{MPa}$
- (3) 油水分離器用ビルジポンプ  $0.5\text{m}^3/\text{h} \times 0.20\text{MPa}$

1台

1台

第304条

- 1.
  - (1) 大晃機械工業:NHG-25MA
  - (2) 浪速ポンプ製作所:FGV-100E  
(真空ポンプ:VK-20NB/C)
  - (3) 大晃機械工業:HNP-201

2. 外観検査及び整備内容

- (1) 各開放部の腐食、摩耗等の損傷の有無、損傷部修正
- (2) メカニカルシール、軸スリーブ、ボールベアリング、Oリング及びパッキン等新替
- (3) ケーシングカバー、ケーシングの当たり面点検、摺り合わせ
- (4) インペラとケーシングリングの計測
- (5) シャフト又はシャフトスリーブと軸受メタルのスキマ計測
- (6) シャフトとブッシュのスキマ計測
- (7) シャフト単体の芯振れ計測、カップリング挿入後カップリングの振れ計測、調整
- (8) シャフトの芯振れ、ポンプケーシングとシャフトの芯振れ計測、調整
- (9) 計測を行い許容値以上は溶射及び研磨し修正

3. 下記ポンプ新替、受検

(1) 1号CPP変節油ポンプ 85L/min×8.5MPa 1台

(2) 取外し後のポンプ開放、点検、計測

- ① ポンプ軸外径及びポンプ軸ブッシュ内径のスキマ計測
- ② ケース及びギヤ外周スキマ計測
- ③ ポンプケース幅及びポンプギヤ幅計測

第305条 下記船底弁及び船外弁開放、陸揚げ、掃除、摺り合せ、水圧検査、各パッキン新替、内部塗装、受検、復旧

1. 船底弁

- |                           |                                 |    |
|---------------------------|---------------------------------|----|
| (1) 右舷高位海水吸入箱海水吸入弁        | (LWV-1 10K-250 バタフライバルブ722F-01) | 1個 |
| (2) 左舷高位海水吸入箱海水吸入弁        | (LWV-2 10K-250 バタフライバルブ722F-01) | 1個 |
| (3) 低位海水吸入箱海水吸入弁          | (LWV-3 10K-250 バタフライバルブ722F-01) | 1個 |
| (4) 放水銃ポンプ濾し器入口弁          | (PYV-1 10K-300 バタフライバルブ606K-G)  | 1個 |
| (5) 造水装置海水吸入箱海水吸入弁        | (LWV-4 16K-40 アンクル弁)            | 1個 |
| (6) 非常用消防ポンプ吸入弁           | (WDV-1 10K-80 バタフライバルブ704G-01)  | 1個 |
| (7) 海洋生物付着防止装置薬液注入弁(右舷高位) | (LWV-5 16K-15 玉形逆止弁)            | 1個 |
| (8) 海洋生物付着防止装置薬液注入弁(左舷高位) | (LWV-6 16K-15 玉形逆止弁)            | 1個 |
| (9) 海洋生物付着防止装置薬液注入弁(低位)   | (LWV-7 16K-15 玉形逆止弁)            | 1個 |
| (10) 低位海水吸入箱空気抜弁          | (LWV-10 16K-40 アンクル弁)           | 1個 |
| (11) 造水装置用海水吸入箱空気抜弁       | (LWV-11 16K-40 アンクル弁)           | 1個 |
| (12) 右舷高位海水吸入箱圧縮空気供給弁     | (LWV-15 16K-15 玉形逆止弁)           | 1個 |
| (13) 左舷高位海水吸入箱圧縮空気供給弁     | (LWV-13 16K-15 玉形逆止弁)           | 1個 |
| (14) 低位海水吸入箱圧縮空気供給弁       | (LWV-14 16K-15 玉形逆止弁)           | 1個 |
| (15) 造水装置用右舷海水吸入箱圧縮空気供給弁  | (LWV-8 16K-15 玉形逆止弁)            | 1個 |
| (16) 放水銃用海水吸入箱圧縮空気供給弁     | (CAV-112 16K-15 玉形逆止弁)          | 1個 |

- (9) 溶射及び研磨を行ったものは加工前後の記録を提出すること

3.

- (1) 住友精密工業:QT52-50F-A  
かもめプロペラ立合工事  
部品問い合わせ  
ポートリリーフエンジニアリング  
下関営業所:大西氏  
電話番号: 083-227-2202

第305条 水圧検査圧力

バタフライバルブ:0.98MPa  
アンクル弁及び玉形逆止弁:0.5MPa

2. 船外弁

- (1) 低温冷却清水冷却器海水船外排出弁 (LWV-16 10K-250 バタフライバルブ722F-2U) 1個
- (2) 生活排水タンク船外排出弁(エダクター) (LWV-53 10K-65 バタフライバルブ704G-2U) 1個
- (3) ビルジ兼消防ポンプ及び雑用兼消防ポンプ船外排出弁 (LWV-54 10K-100 バタフライバルブ704G-2U) 1個
- (4) 生活排水ポンプ船外排出弁 (LWV-152 16K-40 アングル逆止弁) 1個
- (5) 造水装置船外排出弁 (LWV-12 16K-40 アングル弁) 1個
- (6) 油水分離器船外排出弁 (LWV-23 16K-20 玉形逆止弁) 1個

第306条 油水分離器関係検査及び関連工事

- 1. 油水分離器開放、掃除、整備、内部塗装、パッキン新替、復旧、受検
- (1) 油水分離器本体 1基

第307条 電気設備関係検査工事

全ての電気機器及び電路の絶縁計測、記録作成  
AC440V、AC220V、AC100V、DC24V各始動器盤及び分電盤絶縁抵抗試験を行い絶縁不良箇所は修正すること。

第308条 その他の検査及び関連工事

効力試験の検査準備及び検査手続きを行い、運輸局その他関係官庁の検査を受検して合格すること。

2. 船外弁

- (1) 官給品:10K-250 バタフライバルブ

第306条 大晃機械工業:USH-05

No.W4-1174

- 1. 塗装:ハイソット変性エポキシ系重防食塗料

## 第 2 節 一般修繕工事

### 第311条 主機関修繕工事

一般修繕工事のため開放、掃除、点検、計測、下記工事施工、調整、復旧

1. シリンダヘッド(A列No.5、B列No.5)開放、点検、整備、計測
  - (1) 付属諸弁及びバルブローテーター開放、整備
  - (2) 吸・排気弁ステムシール新替
  - (3) 吸・排気ポート高圧洗浄スケール除去
  - (4) シリンダヘッド圧力検査
  - (5) 非破壊検査
    - ① シリンダヘッド燃焼面浸透探傷検査
    - ② 吸・排気ポートリブ部浸透探傷検査
    - ③ 弁腕及び弁腕軸摺動面浸透探傷検査
    - ④ シリンダ冷却清水測温抵抗体保護筒浸透探傷検査
    - ⑤ プッシュロッドシート部(上・下)浸透探傷検査
  - (6) 開放部計測
    - ① 吸・排気弁棒ガイド部外径及び内径
    - ② 吸・排気弁傘厚
    - ③ 吸・排気弁棒ガイド部の曲がり
    - ④ 吸・排気弁シート径
    - ⑤ 揺腕ブッシュと軸のスキマ
    - ⑥ 弁押し金具とガイドのスキマ
2. 燃料噴射弁開放、整備、ノズルチップ新替、圧力調整、復旧(A列、B列全気筒)
  - (1) 予備燃料噴射弁圧力調整、取付け
3. その他点検、計測、調整、復旧
  - (1) 軸芯計測
  - (2) クランクデフレクション計測
  - (3) 防振ゴム高さ計測
  - (4) 吸・排気弁タペットクリアランス調整
  - (5) 最高圧計測及び排気温度調整

2筒

12本

### 第311条 IHI原動機:12MG28AHX 4,440kW

機関番号:58071

1. IHI原動機立会工事
 

開放点検、係留運転、海上試運転
- (4) IHI原動機水圧治具使用
 

検査圧力 0.5MPa

2. 燃料噴射弁規定圧力 50.0MPa

- (1) 開放前計測
- (2) 開放前後2回計測

- (5) 海上試運転時

第312条 空気調和装置関連工事

1. 下記空調送風機開放、掃除、点検、ピローブロック新替、芯出し、Vベルト新替、調整、復旧  
(1) 第4系統空調装置送風機 (UCP-205 UCP-205) 1台
2. 整備内容  
(1) 送風機ケーシング、羽根車、シャフト掃除  
(2) サーモタンク開放、内部掃除、発錆部塗装

第313条 電気関係修繕工事

1. 下記空調装置送風機用電動機開放、掃除、点検、洗浄、乾燥、計測、復旧、試運転  
(1) 第4系統空調装置送風機用電動機 (6306ZZ 6306ZZ) 1台
2. 外観検査及び整備内容  
(1) 各開放部の腐食、摩耗等の損傷の有無、損傷部修正  
(2) ボールベアリング新替及びベアリングハウジングの補修  
(3) 軸外径とベアリング内径のスキマ  
(4) ボールベアリング外径とベアリングハウジング内径のスキマ  
(5) 軸外径とカップリング(プーリー)内径のスキマ  
(6) 組立後、カップリング端面、側面の振れ計測、修正  
(7) 復旧後、絶縁抵抗及び巻線抵抗計測

第314条 電極式海洋生物付着防止装置

1. 低位、右舷高位及び左舷高位海水吸入箱電極棒新替、絶縁ワッシャー及びパッキン新替、漏水点検、絶縁計測  
(1) Cu電極棒 3本  
(2) Al電極棒 3本

第315条 独立ポンプ一般修繕工事及び関連工事

1. 下記ポンプ新替  
(1) 2号CPP変節油ポンプ 85L/min×8.5MPa 1台
- (2) 取外し後のポンプ開放、点検、計測  
① ポンプ軸外径及びポンプ軸ブッシュ内径のスキマ計測  
② ケース及びギヤ外周スキマ計測  
③ ポンプケース幅及びポンプギヤ幅計測

第316条

1. 下記タンク開放、残油処理、掃除、復旧  
(1) 廃油タンク 残油量:8.0m<sup>3</sup>

第312条 潮冷熱:UAP-R7HF4DL4-1

1. 東プレ:DBOAK29-24-35L

第313条

1. 日立産機:TFO-LK 3.7kW
2. 計測を行い許容値以上は溶射及び研磨し修正

第314条 トラテック株式会社:CATHELCO

1. 官給品:電極棒

第315条

1.  
(1) 住友精密工業:QT52-50F-A  
かもめプロペラ立合工事

第316条

## 第 4 章 無 線 部 門

### 第 1 節 検 査 及 び 関 連 工 事

#### 第401条 船舶局定期検査受検工事

登録検査等事業者制度を活用した定期検査を実施し、検査合格のうえ引渡しのこと。

1. 国際VHF無線電話装置 JG検査対象装置は併せて実施のこと。 ①各チャンネルにおける周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認 ②デジタル選択呼出装置及び同聴守装置の整備点検及び機能試験等動作確認 ③リモートステーションの整備点検及び動作確認	2式	古野電気製  ① FM-8900S(x2) ② FM-8900Sに内蔵 ③ RB-8900
2. 中波及び短波帯無線通信装置 JG検査対象装置は併せて実施のこと。 ①送信装置について、各周波数帯における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認 ②受信装置について、各周波数帯における感度、S/N比、歪率の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認 ③狭帯域直接印刷電信装置及びデジタル選択呼出装置並びに同聴守装置について、整備点検及び機能試験等動作確認 ④送受信装置用遠隔装置、ターミナルユニット、プリンター、アンテナカブラの整備点検及び機能試験等動作確認	1式	古野電気製 FS-1575  ① FS-1575に内蔵  ② FS-1575に内蔵  ③ デジタル選択呼出・聴守装置 FS-1575に内蔵 ④ FS-2575C,IB-585,PP-520,AT-1575
3. 船舶自動識別装置 JG検査に基づく整備点検及び機能試験等動作確認	1式	古野電気製 FA-170
4. 27MHz帯SSB送受信機 各周波数における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認	1式	三菱電機特機システム製 TH-4055
5. 27MHz帯DSB送受信機 各周波数における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認	1式	古野電気製 DR-100
6. 40MHz帯DSB送受信機 各周波数における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認	1式	古野電気製 DM-200
7. 150MHz帯DSB送受信機 各周波数における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認	1式	三菱電機特機システム製 TV-S155

8. 船上通信設備 各周波数における周波数偏差、空中線電力等の測定及び整備点検並びに機能試験等動作確認	11装置	日本ラムダ製 GX5501(親機) HX600UJFIS(子機x10台)
9. ナブテックス受信機 JG検査に基づく整備点検及び機能試験等動作確認	2式	古野電気製 NX-700B NX-800A
10. 双方向無線電話装置 JG検査に基づく陸揚げ整備点検及び機能試験等動作確認	4装置	ENTELE HK PHILIPPINIHT649(x4)
11. レーダ 電源部、送受信部、指示部及び空中線部の調整等整備点検(マグネトンの交換を含む)並びにJG検査に基づく整備点検及び機能試験等動作確認	2式	古野電気製 FAR-3320-24CF(x2)
12. 衛星非常用位置指示無線標識装置 JG検査に基づく陸揚げ整備点検及び機能試験等動作確認	1式	三菱電機特機システム製 TEB-700(本体)、離脱装置TEB-701
13. 捜索救助用レーダー・トランスポンダー JG検査に基づく陸揚げ整備点検及び機能試験等動作確認	2装置	三菱電機特機システム製 TBR-610(x2)
14. 衛星無線航法装置 JG検査に基づく整備点検及び機能試験等動作確認	2式	古野電気製 GP-170(x2)
第402条 船舶地球局定期検査受検工事 登録検査等事業者制度を活用した定期検査を実施し、検査合格のうえ引渡しのこと。 インマルサットC通信装置 下記の整備点検及び機能試験等動作確認、JG検査対象装置は併せて実施のこと。 ①アンテナユニット ②ターミナルユニット ③プリンター ④保安警報発呼器 ⑤遭難警報器 ⑥アラームユニット ⑦高性能グループ呼出受信機	1式	古野電気製 FELCOM18 ①IC-118, ②IC-218, ③PR-520 ④IC-307(x3), ⑤IC-305, ⑥IC-306 ⑦FELCOM18に内蔵
第403条 GMDSS設備陸上保守定期点検 陸上保守対象機器の点検を行い、保守点検記録表を作成し、本船及び関係官庁へ提出のこと。 対象機器は、第401条 1, 2, 9, 10, 12, 13、第402条		陸上保守委託業者:古野電気

## 第 2 節 一般修繕工事

### 第411条 ブロードバンド衛星通信装置点検整備工事

コントロールユニット及びモデム並びにアンテナを点検整備し、劣化・摩耗部品があれば新替のこと。

メーカー指定工事:古野電気

TracPhoneV7 KVH製

アンテナユニットは陸揚げ点検整備、新替部品  
(造船所支給)

### 第412条 メールサーバ使用OS換装及びSecureMX導入工事

本番機、予備機ともに現行使用のOSをLinuxOS(Rocky Linux8)へ変更すること。

OS変更前後で動作確認を行い、必要なバックアップ等を行うこと。

OS変更に伴う完成図書を提出すること(電子媒体含む)。

OS変更に伴う完成図書を提出すること(電子媒体含む)。

本船が指定する17アカウントについて、SecureMXをインストールし動作確認を行うこと。

メーカー指定工事:MHI下関エンジニアリング(株)